

【基本概念】

- ① 日頃からいじめの起こらない支持的風土や人間関係づくりに努めるとともに、いじめに対する基本的認識に基づいた実践的態度の育成に努めること。
- ② いじめは「どの子にも起こりえる」問題であると認識し、早期に発見すること。
- ③ いじめ発見後は一人で抱え込まず、すぐに報告して、チームで対応すること。
- ④ 常に被害者の立場に立って考え、誠意を持って対応すること。
- ⑤ いじめ解決後も、再発の可能性を意識して保護者と連携を取りながら、児童の生活実態の把握に努めること。
- ⑥ 加害児童に対して、個別に指導を行うこと。

【いじめ早期発見の努力事項】

<本人・保護者からの発見>

- ① 常に相談しやすい関係を築く。
(日記指導・家庭との連絡・学年通信)
- ② 専科教員等との情報交換
- ③ ハートなんでも相談員との情報交換

<本人・保護者以外からの発見>

- ① 人権尊重の支持的風土づくり
- ② 「心の健康診断」の実施
- ③ 支援者・告発者からの情報収集
- ④ 地域への積極的な情報発信と収集

アンテナを広げ、どんな小さな情報もキャッチできる体制



【いじめをキャッチしたときの行動】

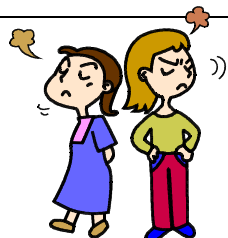
まず
学年主任へ
報告

生徒指導主事
又は
主幹教諭

教頭

校長

松前町教育委員会



校内いじめ問題対応チームの招集

校長、教頭、主幹教諭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、
人権・同和教育主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、
ハートなんでも相談員、学級担任等

対応計画の協議

いじめ調査委員会
<チーフ>
学年主任

被害者支援委員会
<チーフ>
養護教諭

加害者指導委員会
<チーフ>
生徒指導主事

再発防止委員会
<チーフ>
人権・同和教育主任

具体的対応策の協議

臨時職員会議

全教職員で
いじめ問題に対応

<重大事案発生時の外部対応>

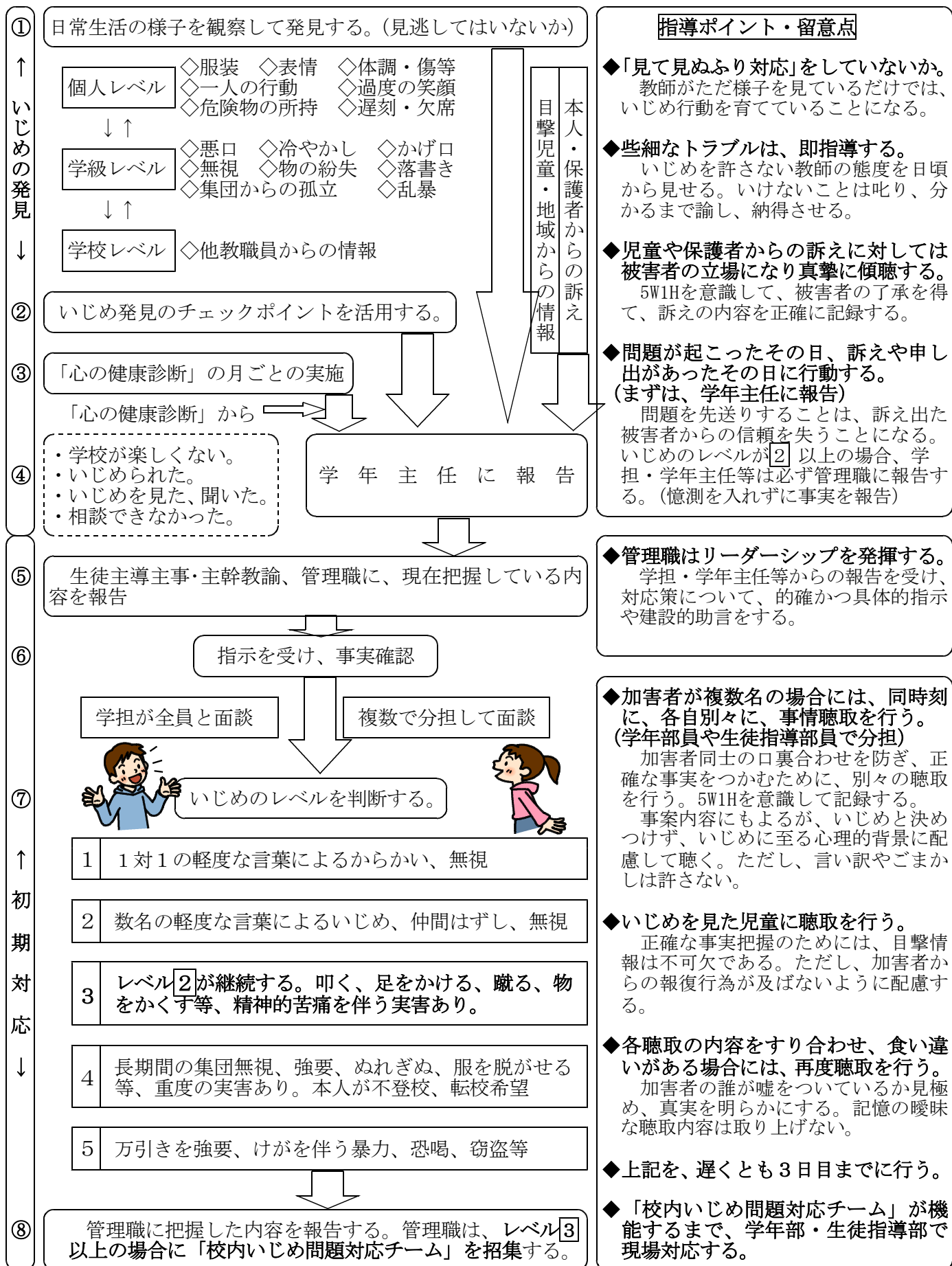
- ☆ 保護者への調査報告義務
 - ① 事実関係
 - ② 被害児童支援体制
 - ③ いじめ解消の対策
 - ④ 再発防止策 等
- ☆ いじめ防止対策委員会の開催

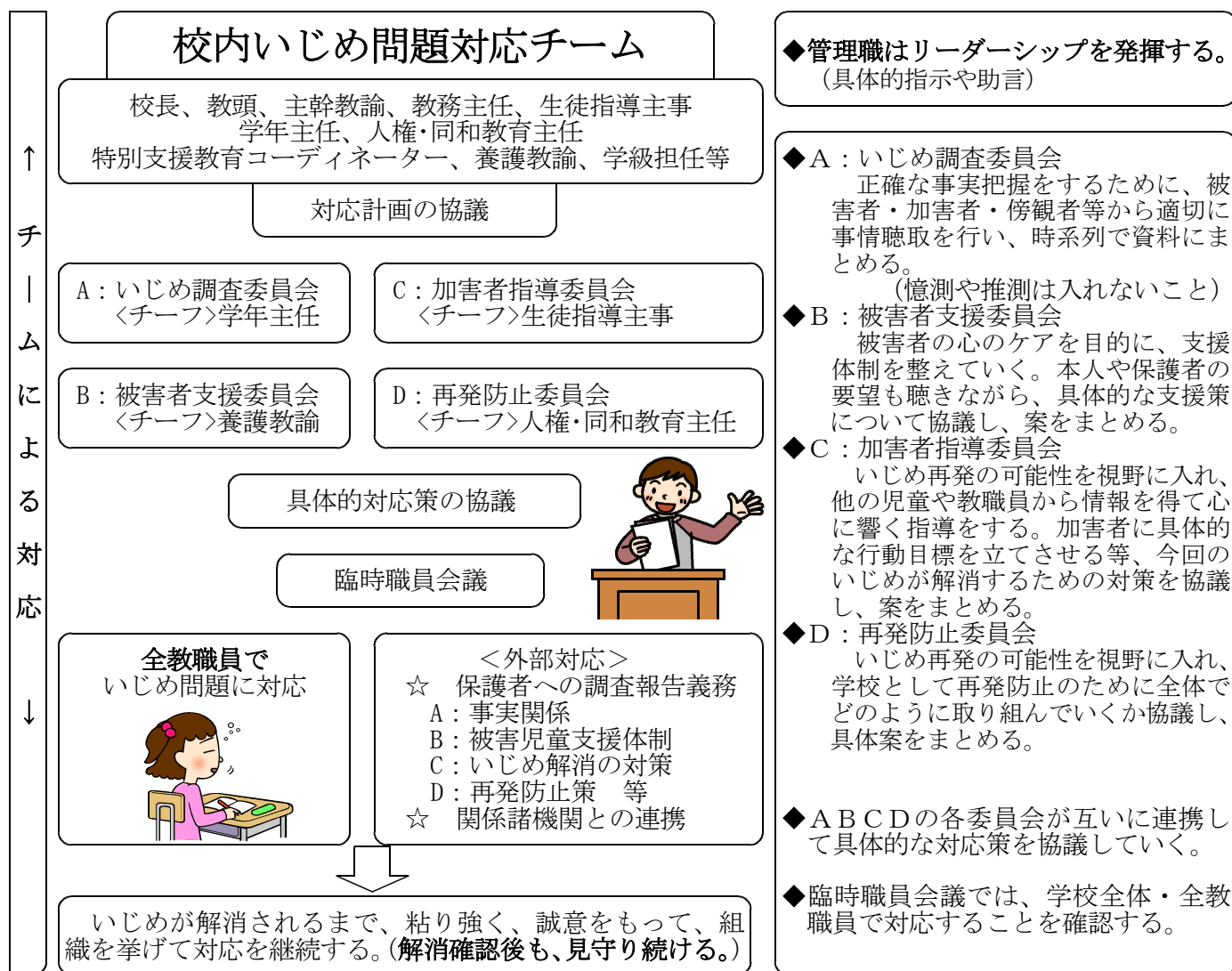


「いじめの初期対応」の流れ

②

松前町立松前小学校





「松前小いじめ防止対策委員会」の組織

【目的】

いじめの根絶を目指し、いじめの未然防止、早期発見、対処等について協議し、措置を講じる。

【構成メンバー】

校内

校長 教頭 主幹教諭
教務主任 生徒指導主事
人権・同和教育主任
特別支援教育コーディネーター
該当学級担任 該当学年主任
養護教諭
ハートなんでも相談員

外部関係者

＜家庭・地域＞
学校関係者評価委員
＜専門家＞
スクールカウンセラー
スクールソーシャルワーカー
＜関係機関＞
松前町教育委員会・子育て支援課・福祉課
伊予警察署 福祉総合支援センター
医療機関 弁護士 等

【開催】

必要に応じて開催する。また、状況に応じてメンバーを選択招集し開催することがある。